

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年3月12日

【会社名】 株式会社広済堂ホールディングス

【英訳名】 KOSAIDO Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒澤 洋史

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館13階

【電話番号】 (03)3453-0550(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 常盤 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館13階

【電話番号】 (03)3453-0550(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 常盤 誠

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 4,789,750,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社広済堂ホールディングス大阪営業所
(大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号 興銀ビル2階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 大阪営業所は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,050,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 2024年3月12日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	8,050,000株	4,789,750,000	
一般募集			
計(総発行株式)	8,050,000株	4,789,750,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
595		100	2024年3月28日		2024年3月29日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、自己株式処分による第三者割当の払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとします。
- 4 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本件第三者割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社広済堂ホールディングス	東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館13階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 三田通支店	東京都港区芝五丁目28番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,789,750,000	4,630,000	4,785,120,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本件第三者割当による自己株式の処分によるものです。

2. 上記差引手取概算額は、払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額を示しております。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成諸費用、証券会社等への支払費用等です。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
不動産事業(不動産買取等)	23億円	2024年4月より順次
金融事業(不動産担保貸付等)	24億円	2024年4月より順次
設備資金等(営業拠点、人員拡充等)	1億円	2024年4月より順次

本事業につきましては、「第3 第三者割当ての特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおりです。今現在具体的な計画はございませんが、承継ビジネスを含め資産コンサル事業に関連する不動産や金融事業を行う子会社では、2024年4月より順次不動産投資案件や不動産担保ローン貸付案件を含む資産コンサルティング事業案件の開拓を拡大する予定であり、開拓に成功した案件に対して順次投資または貸付を実行する予定です。なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金等にて管理します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	S B I ホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 北尾吉孝
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第25期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月30日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第26期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月14日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第26期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月14日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第26期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月14日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先のS B I H Dの保有株式はありませんが、S B I H Dの子会社である株式会社S B I証券が1,928株(分割後9,640株)株式割合0.007%の株式を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2024年3月12日現在のものであります。なお、出資関係につきましては、2023年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、2022年5月に公表した「中期経営計画 2.0」において、「シニア・エンディングナンバー1企業」を目指すことを宣言し、2023年4月には、葬祭セグメントの厚い顧客基盤を念頭にエンディング領域におけるコンサルティングビジネスを推進・強化すべく資産コンサルティングセグメントを新設し、子会社である東博あんしんサポートを中心とした事業展開を図って参りました。

一方、S B Iグループは、銀行、証券、保険、資産運用などの金融サービスを網羅する総合金融グループとして国内外で広範なビジネス展開をしており、幅広い金融ニーズに対応できる知見と、安定した事業基盤を有する企業グループであります。

当社グループは資産コンサルティングセグメントの事業規模をさらに拡大したい意図があり、そのための顧客案件を紹介してもらえるようなパートナーを必要としておりました。事業に必要なライセンスを整えて、チームを維持・拡大していく為には固定費の増大を招くため、自社単独ではなく、安定的に拡大できるよう金融機関のパートナーを探しておりました。大きな顧客基盤を持つ銀行等は承継ビジネスを次の事業の柱として展開している中、大手金融機関ながら、S B Iグループは当社との提携に前向きであったことからパートナーとして選定いたしました。

今般、当社は、S B Iグループにて株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場するS B Iホールディングス株式会社(以下「S B I H D」といいます。)と資産コンサルティング事業に係る互恵的提携を行うことを骨子とした資本業務提携に関する基本合意書を締結致しました。当社は、これにより、東博あんしんサポートにて手掛ける相続相談、これに付帯する各種サービスや、当社グループ傘下の葬儀会社による葬儀運営などに対し、S B Iグループの顧客を送客頂くこと等を含めた提携を目指して協議を進めております。

当社とSBIグループは、双方の事業モデルに鑑みるとSBIグループから当社が送客を受けるといった片務的な提携になる可能性が高いことから、当社はSBIグループから顧客の紹介を受けることによって利益を受け、また、SBIHDはその当社の利益の増大に伴う当社の株価の向上の利益を受けるために当社がSBIHDに対して当社株式を割り当ててこれによりSBIグループもその果実を分かち合って利益を受けるようにするとともに、SBIグループに当社に対する顧客紹介について強い動機付けを付与することと致しました。これらに加えて、今後、当社は、SBIHDと協議の上、SBIHDから東博あんしんサポートに対して直接出資をするとともに、東博あんしんサポートの商号を「SBI東京博善あんしんサポート株式会社」に変更することについても合意しております。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数
SBIホールディングス株式会社	8,050,000株

e 株券等の保有方針

当社は、処分予定先から、本自己株式処分により取得する当社株式を、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

また、当社は、処分予定先から、払込期日から2年間において、処分予定先が本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、処分予定先であるSBIHDから、本自己株式処分に係る当社株式の払込金額(処分価額)の総額の払込みに要する資金は確保されており、処分予定先がかかる払込みに要する十分な現金預け金その他の流動資産を保有している旨の報告を受けております。また、割当予定先が2024年2月14日に提出している第26期第3四半期 四半期報告書の要約四半期連結財政状態計算書により、かかる払込みに要する十分な現金及び現金同等物(3,977,791百万円)を保有していることを確認しております。以上のことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先ならびに割当予定先の役員、主な出資者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である東京経済株式会社(所在地 福岡県北九州市小倉北区鍛冶町2丁目5番11号(第1東経ビル)、代表取締役 越智 英雄)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。東京経済株式会社の調査報告書には、割当予定先、割当予定先グループ、割当予定先の代表取締役である北尾吉孝氏が反社会的勢力である、または反社会的勢力と何らかの交流を有している事実は確認されなかった旨が記載されておりました。また、当社は、本資本業務提携契約において、処分予定先であるSBIHDから反社会的勢力ではない旨及び割当予定先の役職員に反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と交流を持っている者はいない旨の表明保証を受けております。さらに、当社は、処分予定先は、東京証券取引所プライム市場に株式を上場しており、同社が東京証券取引所に提出した2023年12月15日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項」において記載された「2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を確認し、これらにより、当社は、処分予定先が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

h 特定引受人に関する事項

該当事項はありません。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)である2024年3月12日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値である640円を基準価格とし、基準価格から7.00%のディスカウントを行った価格595円と致します。

処分価額の決定に際し、本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を参考としたのは、公開された市場で形成された株式価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

当該処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、本取締役会決議日直前取引日(2024年3月11日)までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値である667円に対しては10.79%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同じです。)のディスカウント、同直前3ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値である727円に対しては18.16%のディスカウント、同直前6ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値である668円に対しては10.93%のディスカウントした金額となっており、上記を勘案した結果、本自己株式処分による処分価額は、特に有利なものといえず、合理的なものと判断しております。

なお、当該発行に関する適法性につきましては、各監査役より、本第三者割当増資に係る発行価格は、当社普通

株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、特に有利な金額には該当せず適法であるとの意見をしております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、8,050,000株(議決権個数 80,500 個)であり、2023 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(自己株式を含む)143,181,845株の5.62%(2023年9月30日現在の総議決権数1,349,810個に対する割合5.96%。小数点以下第三位を四捨五入。)に相当し、一定の希薄化が生じます(当社は、2023年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、2023年9月30日現在の発行済株式総数(自己株式を含む)及び総議決権数については、当該株式分割後の数をそれぞれ記載しております。)

現在、当社とSBIHDとで資産コンサルティング事業に係る互恵的提携を行うことを骨子とした基本合意を形成しており、今後、東博あんしんサポートにて手掛ける相続相談、これに付帯する各種サービスや、当社グループ傘下の葬儀会社による葬儀運営などに対し、SBIグループの顧客を送客頂くこと等を含めた提携を目指して協議を進めております。

本自己株式処分は、こうした提携を背景として、当社がSBIグループから顧客の紹介を受けることによって利益を受け、また、SBIHDがその当社の利益の増大に伴う当社の株価の向上の利益を受けるために当社がSBIHDに対して当社株式を割り当ててこれによりSBIグループもその果実を分かち合って利益を受けるようにするとともに、SBIグループに当社に対する顧客紹介について強い動機付けを付与することとしています。当社は、これにより、結果として当社成長のスピードアップ及び中長期的な企業価値向上に資するものとして、当社の既存株主の皆様の利益向上に繋がるものと考えております。

したがって、今回の自己株式処分に關わる処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
グローバルワーカー派遣 株式会社	東京都港区麻布台2丁目3 - 22	19,672,500	14.57	19,672,500	13.75
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11 - 3	14,829,500	10.99	14,829,500	10.37
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7 - 18	13,499,500	10.00	13,499,500	9.44
PA Ace IV (HK) Limited	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong.	13,439,240	9.96	13,439,240	9.40
R&Lホールディングス株 式会社	東京都港区麻布台2丁目3 - 22	12,715,830	9.42	12,715,830	8.89
SBIホールディングス 株式会社	東京都港区六本木1丁目6 - 1			8,050,000	5.63
株式会社日本カストディ 銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 - 12	5,252,500	3.89	5,252,500	3.67
ポールスター株式会社	東京都墨田区横川3丁目6 番7号 望月ビル	4,000,000	2.96	4,000,000	2.80
株式会社日本カストディ 銀行(三井住友信託銀行 再信託分・株式会社学研 ホールディングス退職給 付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 - 12	2,920,500	2.16	2,920,500	2.04
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東1丁目5 - 1	1,980,450	1.47	1,980,450	1.38
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券 株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (中央区日本橋1丁目13 - 1)	1,584,500	1.17	1,584,500	1.11
計		89,894,520	66.60	97,944,520	68.48

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2023年9月30日現在の株主名簿に記載された数値を基準としております。なお、当社は、2023年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、上記所有株式数については、当該株式分割後の所有株式数を記載しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有議決権数を2023年9月30日現在の総議決権数1,349,810個に本新株式により増加する議決権数80,500個を加えた数によって算出しております。なお、当社は、2023年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、2023年9月30日現在の総議決権数については、当該株式分割後の総議決権数を記載しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第59期)及び四半期報告書(第59期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年3月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(2024年3月12日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

本有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年3月12日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2023年7月3日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社は、2023年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき13.5円

総額 385,180,083円

効力発生日

2023年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として黒澤洋史、根岸千尋、羅怡文、渡邊雅之、上村明、竹村滋幸、中井川俊一、中林毅の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として古屋進、加藤正憲、沼井英明の各氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として榎木智浩氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	239,674	2,066	2	(注) 1	可決 99.14
第2号議案					
黒澤 洋史	228,209	13,531	2		可決 94.40
根岸 千尋	239,620	2,120	2		可決 99.12
羅 怡文	233,796	7,944	2		可決 96.71
渡邊 雅之	241,442	298	2	(注) 2	可決 99.88
上村 明	240,283	1,457	2		可決 99.40
竹村 滋幸	241,443	297	2		可決 99.88
中井川 俊一	240,285	1,455	2		可決 99.40
中林 毅	238,954	2,786	2		可決 98.85
第3号議案					
古屋 進	240,300	1,440	2	(注) 2	可決 99.40
加藤 正憲	241,462	278	2		可決 99.88
沼井 英明	240,300	1,440	2		可決 99.40
第4号議案					
榎木 智浩	240,300	1,440	2	(注) 2	可決 99.40

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2023年11月16日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名及び名称

主要株主でなくなるもの 株式会社麻生

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	26,999個	10.00%
異動後	26,999個	9.99%

- (注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、2023年9月30日現在の発行済株式数28,636,369株から自己株式1,616,100株及び単元未満株式数24,069株(自己株式42株含む)を控除した26,996,200株(議決権の数269,962個)に基づき算出しております。
2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2023年9月30日現在の発行済株式数28,636,369株から自己株式1,616,100株及び単元未満株式数24,069株(自己株式42株含む)を控除し、2023年11月9日までに新株予約権の行使により増加した株式の数30,000株を加えた27,026,200株(議決権の数270,262個)に基づき算出しております。
3. 「総株主等の議決権に対する割合」は、少数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2023年11月9日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

新株予約権の行使による発行済株式総数の増加に伴い、議決権比率が10%を下回り、主要株主に該当しないこととなったため。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

本報告書提出日現在の資本金の額 177百万円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 28,666,369株

(2024年1月31日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

1. 当該事象の発生日

2024年1月31日

2. 当該事象の内容

当社及び当社子会社の取締役及び当社従業員に対し、付与しております第3回新株予約権につきまして、当該新株予約権の行使条件に該当することとなりましたため、2024年3月期において株式報酬費用を、販売費及び一般管理費に計上する見込みです。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年3月期において、株式報酬費用を販売費及び一般管理費に812百万円計上する見込みです。

(2024年2月14日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

1. 当該事象の発生日

2024年2月6日から2024年2月13日

2. 当該事象の内容

コーポレートガバナンス・コードに基づく政策保有株式の見直しによる資産効率の向上と財務体質の強化をはかるため、保有する投資有価証券の一部を売却しました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年3月期第4四半期連結会計期間において投資有価証券売却益9億22百万円を特別利益として計上する予定となりました。

3 資本金の増減

本有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年3月12日)までの間における、資本金の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年7月28日 (注1)	1,600	28,549,369	1	107	1	1,485
2023年7月3日～ 2023年11月30日 (注2)	119,000	28,668,369	71	178	71	1,557
2023年12月1日 (注3)	114,673,476	143,309,845	-	178	-	1,557
2023年12月14日～ 2024年3月12日 (注2)	475,000	143,816,845	141	320	141	1,698

(注)1. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価額 2,103円

資本組入額 1,051.5円

割当先 当社取締役2名(社外取締役を除く)

2. 新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。

3. 普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行った事によるものであります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第60期第3四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月30日

株式会社広済堂ホールディングス
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 隆

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝 康 治

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広済堂ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広済堂ホールディングス及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年4月12日開催の取締役会において、会社の連結子会社である東京博善あんしんサポート株式会社が投資総額8,000百万円の不動産投資をすることを決議し、2023年4月14日付で契約を締結した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年6月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、2023年6月23日に自己株式の取得を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「（税効果会計関係）」に記載されているとおり、2023年3月31日現在、繰延税金資産2,488百万円、繰延税金負債1,593百万円計上している。このうち、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産を2,151百万円計上している。会社は、グループ通算制度を適用する会社全体の将来の収益力に基づく課税所得の見込みを考慮して、繰延税金資産の回収可能性を評価している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の評価は、主に経営者による将来の課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる将来の事業計画は、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ通算制度に基づく将来一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について税務の専門家の意見も聞きながら検討するとともに、その解消スケジュールを検討した。 ・将来の事業計画の検討にあたっては、経営者によって承認された直近の予算との整合性を検証するとともに、過年度の事業計画の達成度合いに基づく見積りの精度を評価した。 ・将来の事業計画に一定のリスクを反映させた経営者による不確実性への評価について検討した。 ・上記の検討結果に基づき、将来の課税所得発生、将来減算一時差異等の解消時期及び金額、将来解消されると予想される時点の税率を使用して、繰延税金資産が正確に計算されていることを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社広済堂ホールディングスの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社広済堂ホールディングスが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年 6月30日

株式会社広済堂ホールディングス
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 隆

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広済堂ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広済堂ホールディングスの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年6月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、2023年6月23日に自己株式の取得を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項（重要な会計上の見積り）の1. 関係会社株式の評価に記載のとおり、当事業年度の財務諸表において関係会社株式を15,455百万円（総資産の42%）、関係会社株式評価損を71百万円計上している。関係会社株式は市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる。</p> <p>会社は、市場価格のない関係会社株式の評価について、関係会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断している。</p> <p>関係会社株式は貸借対照表における金額的重要性が高く、財務諸表への潜在的な影響は重要である。また、実質価額が著しく低下した場合に行う回復可能性の検討は、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は関係会社株式の評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社株式の実質価額の算定基礎となる各社の財務情報の信頼性について、重要な構成単位に該当する主要な関係会社は、当監査法人が実施した財務諸表監査により、その他の関係会社は財務諸表分析等により確かめた。 ・会社による関係会社株式の評価の妥当性を検討するため、各関係会社株式の帳簿価額と実質価額を比較して著しい下落の有無を把握した。 ・超過収益力を反映して取得した関係会社株式については、事業計画と実績を比較し、その達成可能性を評価した。

繰延税金資産の回収可能性の検討
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性の検討）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月13日

株式会社広済堂ホールディングス
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 隆

指定社員
業務執行社員 公認会計士 倉谷 祐治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社広済堂ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2023年10月1日から2023年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広済堂ホールディングス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、2024年1月31日の取締役会において、会社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議した。これにより、2024年3月期第4四半期連結会計期間において、特別利益として投資有価証券売却益を約9億22百万円計上する見込みとなった。
- 重要な後発事象に記載のとおり、2024年1月31日に第3回新株予約権の行使条件が満たされたため、2024年3月期第4四半期連結会計期間において株式報酬費用を8億12百万円計上する見込みとなった。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。